

財団法人いわき市公園緑地観光公社寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人いわき市公園緑地観光公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第2条 この公社は、主たる事務所を福島県いわき市常磐湯本町上浅貝110番地の33に置く。

(目的)

第3条 この公社は、都市緑化事業、公園緑地事業及び観光交流事業を推進するため、公園緑地及び観光交流施設の円滑な管理運営、健全な利用の増進、緑化思想の普及啓発及び観光交流の促進を図るとともに、快適な生活環境づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この公社は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 都市緑化及び緑の保全に関する普及啓発並びに観光交流の促進
- (2) いわき市の委託による公園・緑地、観光交流施設等の維持管理及び利用啓発
- (3) 公園緑地及び観光交流施設等に関する付帯事業の経営及び受託
- (4) その他この公社の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 この公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この公社の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 設立後理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この公社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 この公社の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度開前に理事会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入し、または支出することができる。

2 前項の収入または支出は、予算が承認された場合、新たに成立した予算の収入または支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第13条 この公社の事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2月以内に理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第14条 この公社が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、福島県知事に届け出なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第15条 この公社に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。) 8人以上12人以内
- (5) 監事 2人

2 理事及び監事は、理事会において選任する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

5 特定の理事とその親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

6 監事は相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(役員職務)

第 16 条 理事長は、この公社を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、この公社の日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故あるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 公社の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会又は福島県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(役員任期)

第 17 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第 20 条 この公社の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(構成)

第 21 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 22 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第 23 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して開催の請求があった場合

(3) 監事が第 16 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集する場合

(招集)

第 24 条 理事会は、前条第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その請求の日から起算して 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、開会の日 7 日前までに、文書をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 26 条 理事会は、理事の現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由により理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この公社に、評議員8人以上12人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

4 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある評議員の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

5 第17条及び第19条の規定は、評議員の任期及び報酬等について準用する。

この場合において、第17条及び第19条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の解任)

第31条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他評議員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により評議員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その評議員に弁明の機会を与えなければならない。

(評議員会の構成及び権能)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じて調査審議するとともに、必要に応じて、公社の重要な事項に関し、理事長に建議することができる。

3 理事長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる事項について評議員会に諮問しなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 基本財産の処分及び長期借入金に関すること。

(4) 第1号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関すること。

(5) その他理事会で必要と認めた事項

(評議員会の開催及び招集)

第33条 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 評議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事が第16条第5項第4号の規定に基づいて招集する場合。

第24条の規定は、評議員会の招集に準用する。

この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「前条」とあるのは「前項」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の議長)

第34条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員のうち

から選任する。

(評議員会の定足数)

第 35 条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の議決)

第 36 条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、評議員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第 37 条 やむを得ない理由により評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前 2 条及び次条で準用する第 29 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 38 条 第 29 条の規定は、評議員会の議事録について準用する。

この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(理事会への委任)

第 39 条 第 32 条から前条までに定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 40 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、福島県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 41 条 この公社は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、福島県知事の承認があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、福島県知事の許可を得て、この公社と類似の目的を有する団体に寄附する。

第 7 章 雑 則

(委 任)

第 42 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、この協会の設立許可のあった日から施行する。

- 2 この協会の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成6年3月31日までとする。
- 3 この協会の設立初年度及び次年度の事業計画及び予算は、第11条及び第32条第3項第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この協会の設立当初の役員は、第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
- 5 この協会の設立当初の評議員は、第30条第2項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は、第30条第5項で準用する第17条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は平成7年5月12日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は福島県知事の認可のあった日（平成16年6月14日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は福島県知事の認可のあった日（平成17年12月12日）から施行する。

設立許可

平成6年3月8日（福島県指令都第215号）

寄附行為変更認可

平成7年5月12日（福島県指令都第535号）第2条変更

寄附行為変更認可

平成15年2月7日（福島県指令都第67号）第1条、第2条、第3条、第4条及び第15条変更

寄附行為変更認可

平成16年6月14日（福島県指令都第266号）第2条及び第8条変更

寄附行為変更認可

平成17年12月12日（福島県指令都第816号）第15条変更